

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度剣淵町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 27,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 469,371 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	平成30年度 予算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	180,692	125,042			5,426	50,224
	高齢者福祉費	120,027	1,534	3,700	2,047	10,994	101,752
	児童福祉総務費	14,747	4,159	7,000	1	350	3,237
	児童措置費	39,836	33,674			601	5,561
	保育所費	52,794	2,486		7,471	4,177	38,660
	児童福祉施設費	7,977	1,944		965	494	4,574
	小計	416,073	168,839	10,700	10,484	22,042	204,008
保健衛生	保健総務費	30,003	6			2,925	27,072
	健康推進費	23,178	308		2,014	2,034	18,822
	小計	53,181	314	0	2,014	4,959	45,894
合計		469,371	169,270	10,700	12,498	27,001	249,902

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。